

b 2005年度の政府活動の主要任務

2005年度の政府活動の主要任務としては、①マクロ規制の強化と改善などによる経済の安定した比較的高速な発展の維持、②経済体制改革、③社会の安定の維持及び、調和のとれた社会主義社会の構築、④行政能力の向上、⑤独立自主の平和外交政策の堅持、があげられている。

c 厚生労働分野

(a) 医療・衛生事業

2005年は疫病予防・対策システムを全面的に確立し、医療救急・治療システムの整備を基本的に完遂しなければならない。医療・衛生の仕事の重点を農村に置き、農村医療・衛生のインフラ整備と医療衛生体制の充実を強める。新しいタイプの農村合作医療制度^(註3)のテストを押し進め、医療・救助制度の確立を模索する。重大な伝染病及び地方病、職業病に対する予防・対策を強化する。エイズ予防、治療やケアなどの措置を真剣に講じて断固としてその感染拡大をくい止める。コミュニティにおける医療・衛生サービスの発展に更に力を入れる。中国伝統医薬事業を積極的に発展させる。医療・衛生サービスや費用徴収及び医薬品流通秩序を整理し、規範化させ、大衆の医療難、医療費が高すぎる問題を着実に解決する。

(b) 人口発展戦略

計画出産政策と低出産レベルを定着させ、人口の質を高め、農村において一部の計画出産世帯に向け奨励・扶助制度及び「子供を少なく産むことによって早く豊かになる」という貧困扶助プロジェクトのテストを拡大する。

(c) 就業・社会保障

就業と社会保障の仕事に更に力を入れ、人民の生活レベルを引き上げる。引き続き積極的な就業政策を実施する。再就職支援の諸政策・措置の徹底に真剣に取り組むとともに、その実施対象の範囲を集団所有制の一時帰休者まで広げていく。2005年度中央財政は再就職支援のための資金を109億元計上し、前年度より26億元増とする。地方財政も投入額を増やさなければ

ならない。就業のための指導、訓練・育成とサービスを強化する。都市部で新規増加する労働力、大卒者、再配置を必要とする退役・除隊軍人及び農村余剰労働力の就業を統一的に計画し推進する。労働保障に対する監督・検査を強化する。

社会保障システムの整備を速める。企業従業員基本養老保険制度^(註4)を充実させ、社会における統一的拠出と個人口座(所属企業の申請に基づき社会保険運営機構が管理する銀行などに開設)制を結びつけることを堅持し、個人口座制の試行テストを着実に押し進め、それを更に繰り広げる。国有企業の一時帰休者の基本生活保障として失業保険への一本化転換作業^(註5)を押し進め、2005年度は全国に多くの地域で長年来懸案となっていた国有企業一時帰休者の問題を基本的に解決する。今後企業にリストラされた者は逐次法に則って直接、失業保険または都市部の「最低生活保障」対象者枠に組み込まれる。法に則って養老、失業、医療、労災などの社会保険上のカバー枠を広げ、自営業、私営業、外資系企業の保険加入率を引き上げ、非正規就業者の保険加入方法を完備させる。社会保険料徴収に大いに力を入れ、統一調達のレベルを逐次引き上げる。都市部の「最低生活保障」制度を一段と充実させ、条件の整った地方においては農村部住民最低生活保障制度の整備を模索しても良い。軍人などに対する優遇・救済作業を着実に進める。慈善事業の発展をサポートする。

引き続き都市・農村住民、とりわけ中低所得層の収入増を図る。様々な措置を講じて農民収入の持続的増大を促す。都市にきた農民就労者の賃金の正常な支給を確保するメカニズムの確立を急ぎ、遅配金の償還作業を引き続き着実に押し進める。各種企業はいずれも最低賃金制を厳格に実施して、期日通りに従業員の賃金を全額支給し、さらに収益の向上を踏まえて従業員の収入を増やすべきである。公務員給与制度を改革し充実させる。

都市・農村における困窮者の基本生活問題の解決を高度に重視する。各地方は都市・農村の特別困窮者向けの社会扶助システムの構築を急ぎ、その医療、住居、子女の就学などの現実的な困難の解決に手を貸さなければならない。農村における労働力を喪失し身寄りのない者に、衣、食、住、医療、葬儀など5つの保障を与える

扶助制度を充実させる。貧困扶助のための投入を増やし、貧困地区における民衆が貧困から脱却し、豊かになるよう積極的に援助する。被災地域での税収減免や被災した人々の生産・生活面での救済などの仕事に力を入れる。

(d) 労働安全

2004年以来、一部の地方と業種において安全に関わる重大、特重大事故が多発し、人民の生命や財産に大きな損害をもたらした。われわれはこうした痛ましい教訓を真剣に汲み取り、より強力な措置を講じて安全生産への取組みを強めなければならない。厳格な安全責任制を実行し、安全管理を強めるとともに、安全への検査、法律執行に力を入れ、様々な潜在的な危険を取り除き、重大、特重大事故の発生を防ぎ、減少させなければならない。当面、炭鉱の安全運営を緊急課題として、炭鉱の安全監督管理の体制とメカニズムを充実する。多くの職員・労働者の安全監督の機能を強化し、炭鉱の安全施設への資金投下を増大し、安全に関わる技術水準を引き上げる。このため、国務院は2005年に30億元を捻出しそれをもって国有炭鉱の安全施設・技術の改良を助け、それと同時に地方も企業と安全生産への投入を増やさなければならない。われわれは人民に対する高度の責任感を持つ精神で採炭作業の安全状況を確実に改善しなければならない。

d その他

全人代で国家発展改革委員会は国務院の委託を受けて「2004年の国民経済・社会発展計画実行状況と2005年国民経済・社会発展計画草案に関する報告」を提出し、2005年の社会経済発展に向けた9つの主要任務・措置を説明した。その8番目に「雇用と社会保障の対策を真剣に実施し、国民の生活レベルと生活の質を絶えず向上させる」という項目がある。

- ・積極的な雇用政策を引き続き実施し、雇用創出効果の高い第3次産業、中小企業、労働集約型産業の発展に力を入れ、雇用の創出に努める。
- ・再就職を支持する各レベル政府の財政支出を増やし、公共の就職支援サービスシステムを早急に構築、改善し、困難を抱えた地域や業界や人々への再就職支

援を強化する。

- ・企業のリストラを規範化する。
- ・経済の発展レベルに対応した社会保障システムを早急に構築する。国民の所得、特に低所得層と中間所得層の所得増に努力する。
- ・経済成長に対する消費の長期的な牽引作用を強化する。

(注1) 中国において失業者とは、非農業の戸籍を有し、男性16～50歳、女性16～45歳の年齢で労働する意思と能力がありながら就業できずに、職業紹介所に求職登録をしている者(「城鎮登記失業人員」とされており、はじめから農村部の失業がカウント外になっている。

(注2) 下崗労働者とは、「国有企業を始めとする所属企業の経営悪化等の理由により、職場を一時帰休するものの、元の企業との労働契約を依然として保持しており、一定額の基本生活手当が支給されている者」をいう(社会主義国の中国では、国有企業には失業はあり得ないという建前のため、こうした者は、正式に失業者とは呼称できず、統計数値にカウントされない)。政府・党は今後、下崗制度を廃止し、失業保険制度へ段階的に移行させる方針にしている。

(注3) 農村合作医療

1940年代頃から、農村住民の自発的な医療扶助形態として発生し、その後、生産協同形態がとられるようになって以後、住民が支払う保健費や公益金等を財源として発達した。人民公社時代には、住民の生活保障の一環として整備が進み、農村部の保健サービスステーションの整備や村医の普及と相まって農村部の医療保障を担った。しかしながら、人民公社制度の廃止、市場経済化への移行(家族生産請負体制等)に伴い、農村合作医療は急速に衰退した(1985年には実施農村の占める割合は約5%に低下)。政府として、農村合作医療の再建を奨励するものの、現在でも農村人口比で約10%の住民しかカバーしていない状況である。一部沿海部等の比較的経済水準の高い地域では、普及が進んでいる地域もあるが、中西部を中心に再建は非常に困難な状況になっている。

(注4) 企業従業員基本養老保険制度

中国の社会保障事業は社会保険、社会福祉、社会救済、社会サービスなどの各方面を含んでいる。計画経済の年代では、中国の社会保障事業のカバー率はかなり小さかった。1984年に都市の経済体制改革が行われてから、失業保険、養老保険(日本でいう年金のこと)を重点とする社会保障制度の改革が逐次推しすすめられた。養老保険の面では、社会による統一的拠出と個人口座とを結び付ける方法が積極的に推進、整備されるとともに、1998年、企業従業員基本養老保険制度が基本的に成立し、ほとんどの省・自治区・直轄市で基本養老保険の省レベルで統一的な拠出が実行されている。

(注5) 国有企業の一時的帰休者の基本生活保障

現状では以下の①→②→③のステップを踏む。なお、一般の失業者は①を飛ばして②→③のステップを踏む。

- ① 再就職サービスセンターに入り基本生活手当を受給する(最長3年)。
- ② 失業手当を受給する(最長2年)。
- ③ 生活保障救済金(社会保障給付)を受給する。